別表第四京都の款京都上の項管轄区域の欄中「（園部労働基準監督署の管轄区域を除く。）」を削り、同款園部の項管轄区域の欄を次のように改める。

亀岡市、南丹市、船井郡

別表第四広島の款三原の項管轄区域の欄中「、尾道市のうち瀬戸田町」を削り、同款尾道の項管轄区域の欄中「（三原労働基準監督署の管轄区域を除く。）」を削る。

別表第五東京の款立川（曙町労働）の項公共職業安定所名の欄中「（曙町労働）」を削り、同項位置の欄中「（立川市）」を削り、同表広島の款呉の項管轄区域の欄中「のうち江田島町」を削り、同款広島東の項管轄区域の欄中「、江田島市（呉公共職業安定所の管轄区域を除く。）」を削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。

（申請、処分等に関する経過措置）

第二条　この省令の施行前に労働基準監督署長に対して行われた許可、認定その他の処分の申請、届出、報告その他の手続又は労働基準監督署長が行った許可、認定その他の処分等は、この省令による改正後の厚生労働省組織規則（以下「新規則」という。）の規定により当該事務を取り扱うこととされた労働基準監督署長に対して行われ、又はその労働基準監督署長が行ったものとみなす。

第三条　この省令の施行前に公共職業安定所若しくはその長に対して行われた求人若しくは求職の申込み、申請、届出、請求等又は公共職業安定所若しくはその長が行った処分等は、新規則の規定により当該事務を取り扱うこととされた公共職業安定所若しくはその長に対して行われ、又はその公共職業安定所若しくはその長が行ったものとみなす。

○国土交通省令第十二号

国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）及び国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）を実施するため、国土交通省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年三月二十九日　　国土交通大臣　太田　昭宏

国土交通省組織規則の一部を改正する省令

国土交通省組織規則（平成十三年国土交通省令第一号）の一部を次のように改正する。

第四十二条第二項を次のように改める。

2　調整室は、土地・建設産業局の所掌事務に関する総合調整に関する事務のうち特に重要な個別事項についての調整に関する事務をつかさどる。

第四十二条の三を次のように改める。

（国際展開企画官）

第四十二条の三　国際課に、国際展開企画官一人を置く。

2　国際展開企画官は、命を受けて、土地・建設産業局の所掌事務に関する国際展開の支援の推進に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

附則第十条中「平成二十五年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改める。

附　則

この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。

○環境省令第十号

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項の規定に基づき、及び同令を実施するため、環境省定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年三月二十九日　　環境大臣　石原　伸晃

環境省定員規則（平成二十四年環境省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第一条の表を次のように改める。

区分	定員	備考
本省	一、五三七人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
原子力規制委員会	五三一人	事務局の職員の定員とする。
合計	二、〇六八人	

附　則

この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。

○防衛省令第四号

環境影響評価法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第二十七号）の施行に伴い、並びに環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）第三条の二第一項、第三条の七第一項及び第三十八条の二第一項の規定に基づき、防衛省が行う飛行場及びその施設の設置又は変更の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年三月二十九日　　防衛大臣　小野寺五典

防衛省が行う飛行場及びその施設の設置又は変更の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令の一部を改正する省令

防衛省が行う飛行場及びその施設の設置又は変更の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成十年総理府令第三十八号）の一部を次のように改正する。

題名中「事業に係る」の下に「計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価に関する指針、」を加える。

本則中第二十一条を第三十九条とし、第二十条を第三十五条とし、同条の次に次の三条を加える。

（報告書作成に関する指針）

第三十六条　対象飛行場設置等事業に係る法第三十八条の二第一項の報告書の作成については、次条及び第三十八条に定めるところにより行うものとする。

（報告書の作成時期等）

第三十七条　地方防衛局長等は、対象飛行場設置等事業に係る工事が完了した後、報告書を作成しなければならない。その際、地方防衛局長等は、当該工事の実施に当たって講じた環境保全措置の効果を確認した上で作成するよう努めるものとする。

2　地方防衛局長等は、必要に応じて、工事中又は施設の供用後において、事後調査及び環境保全措置の結果等を公表するものとする。

（報告書の記載事項）

第三十八条　地方防衛局長等は、次に掲げる事項を報告書に記載しなければならない。

一　地方防衛局長等の氏名、当該地方防衛局長等の所属する地方防衛局等の所在地、対象事業の名称、種類及び規模、対象事業が実施された区域等対象事業に関する基礎的な情報

二　事後調査の項目、手法及び結果

三　環境保全措置の内容、効果及び不確実性の程度